

会員規定

第1条 総則

1. この法人は、特定非営利活動法人MEMORO「記憶の銀行」（以下“MEMORO「記憶の銀行」”という。）と称し、運営はMEMORO「記憶の銀行」が行うものとする。
2. MEMORO「記憶の銀行」の目的は、MEMORO「記憶の銀行」定款（以下「定款」という）で定める事項とする。

第2条 会員種別

MEMORO「記憶の銀行」の会員は以下の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 個人賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 法人賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人及び団体

第3条 入会

1. 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2. 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

第4条 入会手続き及び成立

本規定第3条第1項に基づき、申込書の受理されたものは、速やかに会費を納入するものとし、入金日をもって入会成立とする。

第5条 入会の不承諾

代表理事が入会を認めなかった場合、本規定第3条第2項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金する。

第6条 会費

1. 会員は、毎年当該会費を納入するものとする。
2. 会費は次のとおりとする。
 - (1) 正会員 年会費10,000円
 - (2) 個人賛助会員 年会費3,000円
 - (3) 法人賛助会員 年会費一口30,000円
3. 年会費は入会成立日が属する年の1年間までの会費をいう。
4. 本規定第10条に基づき、前項の定める1年間の途中に会員種別を変更した会員は、変更に伴う不足金を、速やかに納入するものとする。ただし、第12条の定めによりMEMORO「記憶の銀行」から差額は返金しない。

第7条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、第4条の定める入会成立日より、成立日が属する年の12月31日までとする。

2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとする。

3. MEMORO「記憶の銀行」は、会員に対し、前1項の定める有効期限満了の日の3ヶ月前から、翌年会員資格の更新の有無を確認することができる。

第8条 会員種別の変更

1. 会員は、事務局に会員種別の変更を書面にて申し出ること、会員種別を変更することができる。

2. 代表理事は、正当な理由がない限り、会員種別の変更を認めなければならない。

3. 代表理事は、前項のものの会員種別の変更を認めないときは、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4. 会員種別の変更は、本規定第7条の定める1年間に2回以上変更することはできない。

第9条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。

①会員が、所定の退会届を提出したとき。

②会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。

③団体・法人の場合、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。

④会員が、会費を継続して1年間以上滞納したとき。

⑤除名されたとき。

第10条 会員の退会

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

①定款、本規定に違反したとき。

②MEMORO「記憶の銀行」の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為、その他不適切な行為をしたとき。

第12条 会費及び拋出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拋出品は、第5条の入会不承諾の場合を除き、その理由を問わず返還しないものとする。

第13条 会員の権利

1. 正会員は総会における議決権を有する。活動、事業に参画し、会報・ニュースレター等の情報を受ける。

2. 個人賛助会員、法人賛助会員は、総会における議決権を有しない。活動、事業に参加し、会報・ニュースレター等の情報を受ける。

3. 会員は、その他理事会の定める特典を受けることができる。

第14条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規定第13条に定める会員の権利を凍結する。ただし、会員資格の喪失は、本規定第9条に定めるとおりとする。

第15条 会員の義務

1. 会員は、本規定第6条に定める会費を納入しなければならない。
2. 会員は、定款、本規定及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければならない。
3. 会員は、代表理事の定める入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければならない。
4. 会員は、MEMORO「記憶の銀行」の活動を通じ、知り得た個人情報、MEMORO「記憶の銀行」の運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続される。

第16条 禁止事項

1. 会員は、本規定第13条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできない。
2. 会員は、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってはならない。
3. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
4. 会員は、MEMORO「記憶の銀行」の活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
5. 会員は、MEMORO「記憶の銀行」の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

第17条 個人情報の保護

MEMORO「記憶の銀行」は、会員より知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意するものとする。

第18条 規定の変更

1. 会員規定条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとする。
2. MEMORO「記憶の銀行」は、会員規定条文の変更・改正・削除を行った場合は、ホームページ等で通知しなければならない。

第19条 免責事項

1. 会員は、定款、規定、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、MEMORO「記憶の銀行」に対して損害賠償等を一切申立てることはできない。
2. 会員が定款、規定、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によってMEMORO「記憶の銀行」が損害を受けた場合、当該会員は、MEMORO「記憶の銀行」が受けた損害をMEMORO「記憶の銀行」に賠償するものとする。
3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続される。

第20条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、MEMORO「記憶の銀行」には一切の責務は無いものとする。

2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において、解決するものとし、MEMORO「記憶の銀行」は一切関知しない。

第21条 第三者への委託

MEMORO「記憶の銀行」は、当該業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとする。その際、必要な情報を委託業務者等に開示できるものとする。

第22条 管轄裁判所

会員規定及びMEMORO「記憶の銀行」が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とする。

第23条 解釈の疑義

本規定について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規定に記載のない事項については、会員とMEMORO「記憶の銀行」の間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとする。

第24条 準拠法

本規定に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとする。

附則

本会員規定は2015年6月27日の理事会開催日以降より実施する。